

東稜生の心得

令和7年4月1日～



年	組	番	氏名
---	---	---	----

熊本県立東稜高等学校

目 次

校章について、校訓、5つの行動目標	1
校歌	2
東稜賛歌	3
学校の沿革	4
日課表	6
生徒心得	
I 学習	7
II 生活指導	8
III 諸届、諸願	13
IV 出欠届	13
端末利用規定について	16
端末（タブレット本体）と付属品について	
粉失・破壊があった場合の処理について	17
熊本県立学校学習者用端末等取扱規程	18
貸出の条件	21
生徒会会則	22
事務室案内	27
部活動について	27
売店の利用について	29
校外生活に関する申し合わせ事項	30
校則等の見直し手順	32

校章について



くすの木の間から阿蘇の稜線が見え、太陽が勢いよく昇る。

生徒諸君が個性や特技に応じ、太陽のように勢いよく自分の目指す峰に挑戦する。

校 訓

夫れ 本校の生徒たる者は 心身を鍛え 節度を重んじ 知能を磨き 徳性を涵養し 将来に備えよ

人の真諦は 自らを律し 自らを興すにあり 志を立て 精力を一点に集中して 事を為せ

自 律 自 興 一 点 突 破

以て 国家社会の 有為な形成者と成れ

昭和63年 4月

熊本県立東稜高等学校

初代校長

花 吉 洋 一

5つの行動目標

国家社会の有為な形成者となるために日々、次の行動目標を達成し、自己を評価せよ。

- 1 服装を正し、大きな声で挨拶ができる。
- 2 公共物を大切にし、立派に掃除ができる。
- 3 きまった時間に運動や勉強ができる。
- 4 感謝の気持ちを持ち、正しい言葉遣いができる。
- 5 志を明確にし、自己の問題点に対峙できる。

校 歌

花吉洋一 詞・曲
東正生 補・編



1. みどりなす はるけきみねの かなたよーり
2. かぜかおる たくまのはらの かなたよーり
3. ゆうひさす あかねのそらの かなたよーり



あさひにはえる わがゆめは あさひにはえる
くもわきおこる わがひかり くもわきおこる
ともがきよびて わがちから ともがきよびて



わがゆめは みずからおこす一 東 東 稜
わがひかり いってんつらぬく お お 稜
わがちから あすへのちかい お お 稜

一 緑なす はるけき峰の
かなたより 朝日に映える
わが夢は 朝日に映える
わが夢は みずから興す
おお東稜

二 風薰る たくまの原の
かなたより 雲湧き起ころ
わが光 雲湧き起ころ
わが光 一点つらぬく
おお東稜

三 夕日さす あかねの空の
かなたより 友垣呼びて
わが力 友垣呼びて
わが力 明日への誓い
おお東稜

創立10周年記念制定歌

東 稜 贊 歌

作詞 上谷 吉美
作曲 服部 克久

- | | |
|---|---|
| 1 阿蘇の峰々 稜々と
噴煙高く 雲を衝く
こぞりて集う若人の
久遠の理想かかげつつ
自律の気概
興さんと 若き命を躍らせる
おお 東稜に 光あれ | 2 わが学びの舎 堂々と
一点貫き 天を指す
こぞりて集う俊秀の
豊かな知性磨きつつ
真理の道を究めんと
熱き血潮を燃えさせる
おお 東稜に 誇りあれ |
| 3 託麻の台地 広遼と
夢新しく湧き出づる
こぞりて集う
同胞の世界の友と学びつつ
平和の絆 結ばんと
広き心を通わせる
おお 東稜に 栄えあれ | |

学校の沿革

昭和62年10月1日	本校設立認可
(名 称)	熊本県立東稜高等学校
(位 置)	熊本市
	初代校長に熊本県教育次長 花吉洋一を任命
	校訓制定
昭和63年11月16日	校章決定
昭和63年2月19日	第1回入学志願者募集(志願者470人)
(所在地)	熊本市健軍町2614番地の1
(課 程)	全日制
(学科・定員)	普通科270人(普通コース135人、国際コース45人、理数コース45人、情報科学コース45人)
(修業年限)	3年
(通学区域)	普通コース～熊本市、西合志町、合志町、菊陽町、益城町 国際コース、理数コースは県下全域
3月16日	校旗決定
3月25日	普通教室棟(15教室)・昇降口棟竣工
4月1日	開校
4月8日	第1回入学式を挙行(270人に入学許可)
9月24日	普通教室増築(15教室)・理科棟竣工
11月14日	芸術棟・礼法室竣工
平成元年2月	校歌制定
3月14日	体育館竣工
3月27日	管理棟竣工
7月3日	50mプール竣工
平成2年3月31日	クラブハウス竣工(校舎等施設建築完了)
平成3年3月1日	第1回卒業式挙行(普通コース 男子66人 女子65人、国際コース 男子22人 女子23人、理数コース 男子39人 女子9人、情報科学コース 男子33人 女子12人、男子160人 女子109人 合計269人)
4月8日	平成3・4年度文部省生徒指導研究推進校の指定を受ける。 研究主題「生徒指導の観点からの人間としての在り方、生き方に 関する指導の在り方」
平成3年11月1日	平成3・4年度文部省外国語教育多様化協力校の指定を受ける。 平成4年度募集生より情報科学コースが廃止され、普通コース 315人となる。

平成5年 4月	平成5・6年度文部省外国語教育多様化協力校の指定を受ける。
平成6年12月22日	セミナーハウス落成(落成式挙行)
平成7年 2月27日	住所表示変更 熊本市小峯4丁目5番10号となる。
4月 8日	理数コースを1学級へ改編する。
	平成7・8年度県教委県立高等学校学力向上(進学)対策推進校の指定を受ける。
平成8年 9月27日	創立10周年記念式典を挙行 東稜賛歌制定 (作詞・第二代校長上谷吉美、作曲・服部克久(作曲家))
11月11日	弓道場竣工
平成12年 4月10日	平成12・13年度県教委県立高等学校学力向上(進学)対策推進校の指定を受ける。
平成14年 4月 8日	平成14・15年度県教育委員会指定 中高連携(高大連携)教育研究推進校 平成14・15・16年度文部科学省スーパー・イングリッシュ・ランゲージハイスクール研究開発校の指定を受ける。
平成15年 4月 8日	平成15・16年度県教育委員会指定 体育・スポーツ研究推進校の指定を受ける。
平成18年 4月10日	平成18年度県教育委員会指定 総合的な学習の時間研究指定校を受ける。
平成19年10月26日	創立20周年記念式典を挙行
平成24年	オーストラリア タタチラ高校姉妹校 締結
平成29年 4月10日	文部科学省研究指定を受ける(1年間)。 「防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業」
平成29年10月20日	創立30周年記念式典を挙行
令和4年 4月	スーパーハイスクール(イノベーション)に選定
令和6年12月12日	中華民国新北市立永平高校中学との姉妹校 協定書の締結

日 課 表

職 員 朝 礼	8 : 1 5 ~ 8 : 2 5
S. H. R.	8 : 3 0 ~ 8 : 4 0
第 1 時 限	8 : 4 5 ~ 9 : 3 5
第 2 時 限	9 : 4 5 ~ 1 0 : 3 5
第 3 時 限	1 0 : 4 5 ~ 1 1 : 3 5
第 4 時 限	1 1 : 4 5 ~ 1 2 : 3 5
昼 休 み	1 2 : 3 5 ~ 1 3 : 2 0
掃 除	1 3 : 2 0 ~ 1 3 : 3 5
第 5 時 限	1 3 : 4 0 ~ 1 4 : 3 0
第 6 時 限	1 4 : 4 0 ~ 1 5 : 3 0
終 礼	1 5 : 3 5 ~ 1 5 : 4 0
第 7 時 限	1 5 : 4 0 ~ 1 6 : 3 0
終 礼	1 6 : 3 5 ~ 1 6 : 4 0

月金：6 時限授業、火～木：7 時限授業

生徒心得

東稜高等学校の生徒であることを誇りとし、校訓のもとに、学問を愛し、規則と礼節を重んじ、健康で思いやり深い豊かな心を持った人間になるよう、自ら主体的に努めましょう。

常に自ら目標をかけげ、意欲ある学生生活を送るように心がけましょう。

I 学習

自主的、自発的な学習態度を習慣づけましょう。

毎時間の授業に真剣に取り組むことは、学習効果を上げる最善の方法です。授業の予習や復習などの家庭学習を計画的に行い、問題点や疑問点をもって授業に臨み、積極的に学習するよう心がけることが肝要です。

1 授業時の心得

- (1) 授業の合図と同時に授業が開始できるように、必要な準備を済ませて着席しておく。
- (2) 教科書その他授業に必要な用具を忘れた場合は、担当の先生に届け出て指示に従う。
- (3) 病気その他の理由で体育等を見学する場合は、あらかじめ担当の先生に届け出て指示に従う。

2 考査上の心得

- (1) 考査は学習の成果を確かめ将来の進路への手がかりを得るためにあります。事前に最善の準備をして考査に臨み、厳正な態度で受験し、その結果を十分活用し、自己の目標に到達するよう心がけましょう。
- (2) 考査には全力で臨みましょう。厳正、誠実な態度で受験し、考査終了時刻まで精一杯解答しましょう。
- (3) 考査を受ける場合は、出席番号順に着席し、教科書などの物品はすべて廊下に出し整頓して置くこと。問題の不鮮明な所があった場合、その他必要な場合は、黙って手を挙げ考査監督の指示を待つ。私語をしたり、物を貸借したりしない。
- (4) 考査の答案が返されたら、やり直しノート等を活用して、必ず見直しをして、将来の受験に備えましょう。

II 生活指導

1 生活全般

- (1) 本校生としての誇りと自覚を持ち、社会の一員として責任ある行動をとる。
- (2) 夜間外出及び外泊はしない。
- (3) 法規に反する行為は絶対にしてはならない。
- (4) カラオケボックス、ゲームセンター（プリクラコーナーも含む）、インターネットカフェ、パチンコ店など高校生にふさわしくない施設、場所への立入は禁止する。
- (5) アルバイトは禁止とする。
- (6) 金銭・物品等の管理を徹底し、貸借はしない。
- (7) 交際は、節度を守り、他人の誤解をまねくような行動は慎む。

2 服装

- (1) 登下校時および学校関係行事等による外出時には、規定の制服を着用する。（ただし、下校時においては部活動で統一したユニフォーム・ジャージ等の部活動着での下校を認める。）
- (2) 靴下・タイツは無地で華美でないものとする。
- (3) 冬季のコートは本校指定のものを使用する。ただし、中学校時のボックスコートの使用については生徒安全・安心部で確認のうえ、許可する場合がある。
- (4) 制服には学年組章を付ける。
- (5) 上履きは本校指定のものとする。
- (6) 夏服、冬服、中間服の着用に関しては、気候等に応じ各自で適宜移行する。
- (7) 怪我などのやむを得ない理由によって本校指定の制服で通学できない場合は、異装届を生徒安全・安心部に提出し許可を得る。
- (8) 休日（課外・模試等がない日）は部活動で統一したユニフォーム・ジャージ等の部活動着での登校を認める。
- (9) 頭髪等は、本校の校訓・教育精神を堅持したものとすること。極端な加工や変形は行わない。

冬服



夏服



中間服



中間服



3 交通

- (1) 交通事故防止及び交通法規・交通マナーを遵守する。
- (2) 事故にあった場合はすぐに警察に通報し、学校、保護者に連絡する。
 - 登校後、担任、生徒安全・安心部交通係に詳細を報告する。
- (3) 自転車通学については許可制とする。(許可条件は以下のとおり)
 - ①自転車通学を希望する者は、自転車通学許可願を提出すること。
 - ②ドロップハンドル型のロードバイクは通学用自転車として認めない。
 - ③前照灯が点灯すること。(オートライト機能推奨)
 - ④駐輪時は2重ロックをする。
 - ⑤雨天時は雨合羽を着用する。
 - ⑥通学用の自転車は自転車販売店で点検整備を行う。
 - ⑦必ず自転車保険に加入する。(TSマークは緑色TSマークのみ可)
 - ⑧許可されたものは、ステッカー一代等の必要経費を納める。
 - ⑨許可された自転車は所定の位置にステッカーを貼付する。
 - ⑩ヘルメットを着用する。
- (4) 自動二輪・自動車の免許取得は認めない。
- (5) 原付バイク通学生を除いて、原動機付自転車(原付バイク)の免許取得は認めない。(原付バイク通学の許可条件は以下のとおり)
 - ①年齢のいかんに関わらず、1年次は許可しない。
 - ②原則として通学距離が片道12km以上、25km未満である。
 - ③代替の交通機関がない。
 - ④原動機付自転車(原付バイク)は排気量50cc以下のスクータータイプとする。
 - ⑤フルフェイス(白色)のヘルメット、学校指定のウインドブレーカー、手袋、長ズボンを着用する。
 - ⑥通学以外の目的に使用しない。
 - ⑦原付バイク後部及びヘルメット後部にステッカーを貼付する。
 - ⑧自賠責保険と任意保険に加入する。
- (6) 自動車学校への入校は、許可制とする。(許可条件は以下の全てを満たす者)
 - ①卒業要件を満たす者
 - ②進路先が決定している者(予備校は不可)
 - ③生活態度が良好である者

- ④校納金・課外費・模試代など未納がない者
- ⑤自動車学校への通学開始は共通テスト以降の家庭学習期間に入つてからとする。
- ⑥就職・公務員に限り進路先が決定した者については、申し出があつた時点で別途審議する。（場合によっては冬休み入校可。）
- ⑦免許の取得は卒業式以降とし、それまでの免許取得は認めない。

4 情報モラル

- (1) 携帯電話・スマートフォン等（スマートウォッチ等、スマートフォンと連動するものを含む）の校内での使用を禁止とする。（災害等の緊急時や諸調査にかかるデータ入力等、指導者の使用許可がある場合を除く。）
- (2) 携帯電話・スマートフォン等は校門に入る前（自転車通学生は駐輪場）に機器の電源を切り、校内では使用しない。下校時は校門の外（自転車通学生は駐輪場）で電源を入れる。
- (3) 自転車乗車中、歩行中等の使用は行わない。（イヤホン・ヘッドホンも含む）
- (4) 部活動等における校外での活動については担当教師・顧問の指導に従う。

5 その他

- (1) 掲示物は、生徒安全・安心部生徒会担当に願い出て、承認されたものを指定の場所に提示する。
- (2) 印刷物やビラの配布は、生徒安全・安心部生徒会担当に届け出て、許可を受けなければならない。
- (3) テレビへの出演、コンテスト等に参加する場合は、事前に許可を得ること。
- (4) 許可なく校内での火気の使用は禁止する。

6 賞罰規定について

- (1) 校長は、次の項に該当する者を褒賞する。
 - ①著しい善行、篤行のあった者。
 - ②その他、生徒の模範と認められた行為のあった者。
- (2) 校長は、次の項に該当する者に対して、教育的見地から懲戒処分または特別な指導を加える。懲戒の種類は、訓告、停学、退学とする。
 - ①考查の不正行為、暴力行為、飲酒、喫煙、薬物乱用、交通違反、怠学、凶器持参、故意の校具・備品等の破損、破壊、窃盗、万引、その他風紀を乱した者。
 - ②その他、法規、校則、熊本市高等学校生活指導連盟（市生連）申し合わせ事項等に違反した者。

III 諸届、諸願

諸届、諸願は所定の用紙を用いて必ず事前に担任を通して手続きを行うこと。なお、旅行届及び諸願は一週間前までをめどに手続きをするように心がけよ。

- (1) 諸届には次のようなものがある。

遅刻届、外出届、早退届、遺失物届、校内の施設設備破損届、事故報告書、海外旅行届、単車通学届、原付免許取得報告書、単車通学希望申請書、異装届。

また、事故を起こしたり、警察等関係諸機関から指導を受けた時は速やかに担任に報告すること。

- (2) 諸願には次のようなものがある。

自転車通学許可願、公欠願、藤崎宮秋の例大祭参加許可願、自動車学校（四輪・二輪）入校許可願、特別活動参加許可願。

IV 出欠届

(授業日)

授業日とは、授業や学校行事を行う日、すなわち編成した教育課程を実施する日をいう。

(出席停止)

出席停止とは、次の各項に該当するものをいう。

- (1) 伝染病にかかっている、かかっている疑いがある、またはかかるおそれがある生徒に校長が出席を停止させた場合。

- (2) 校長が伝染病予防の必要から、臨時に学校の一部の生徒を休業させた場合。
- (3) 伝染病の流行等で、その予防上、保護者が生徒を出席させなかつたような場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた場合。
- (4) 非常変災等、生徒または保護者の責任に帰することができない理由で欠席した場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた場合。
- (5) 台風や大雨等によって登校することが困難と判断される場合。

(忌引)

忌引の場合、期間は次のとおりとする。

1 親等の直系尊族	(父母)	7 日
2 親等の直系尊族	(祖父母)	3 日
2 親等の傍系者	(兄弟姉妹)	3 日
3 親等の傍系尊族	(伯叔父母、曾祖父母)	1 日

ただし、葬祭のために遠隔の地に赴く必要がある場合は、実際に要した往復日数を上記の日数に加算することができる。

(出席しなければならない日)

授業日から出席停止、忌引等の日を除いた日を各生徒の出席しなければならない日とする。

(公欠)

次の各項に該当するものを公欠と称し、出席扱いとする。

- (1) 校長が認めた学校を代表した試合、発表会などに参加する場合の当日及び往復に要する日
- (2) 進学、就職等受験の場合の当日及び往復に要する日及び進学、就職の必要から健康診断を受けるために欠席した場合。
この場合、生徒は事前に担任に願いを提出し、承認を得なければならない。
- (3) その他、上記に準ずる場合
部活動などで通常の学校活動を離れる場合、やむを得ず学校保健の必要から授業中に健康診断等を受ける場合。

(欠席)

欠席とは、出席しなければならない日に全く登校しなかった場合、または登校しても全く学校の指導下に入らなかった場合をいう。

欠席届は、可能であれば事前に提出し、やむを得ない場合は保護者が始業時までに必ず学校に連絡する。なお、考查期間中の欠席等必要な場合は、診断書を提出しなければならない。

(欠課)

各时限の授業に出席しなかった場合を欠課とする。(出席停止、忌引等の場合は、授業时数から除き、公欠の場合は出席扱いとする)

欠課は、担任及び教科担任に連絡しなければならない。

(遅刻)

始業時刻に遅れた場合を遅刻とする。遅刻する場合は、保護者が始業時までに必ず学校に連絡し、生徒は登校後、遅刻届を担任に提出する。

(早退)

終業時刻以前に下校した場合を早退とする。

早退する場合は、担任に申し出て承認を得なければならない。病気が理由で早退する場合は、養護教諭の承認でもよい。

端末利用規定について

東稜高校端末規定

- 1 東稜生としての自覚を持って学力・人間力向上のために積極的に端末を使用すること。
- 2 端末は文具。授業中は、必要に応じて、端末を活用すること。また毎日持ち帰ること。
- 3 情報セキュリティー・情報モラルを端末の積極的利用の中で高めること。

※重大なルール違反を犯した場合、生徒指導の対象となります。

※※端末の紛失、故意過失の場合は、修理等にかかる費用は、全額自己負担になります。端末は大切に扱ってください。

端末（タブレット本体）と付属品について、紛失、破損があった場合の処理について
 (令和6年1月現在)

端末（タブレット本体）と充電器は、熊本県教育委員会から貸与されているものです。紛失したり、壊したりすると、以下のような手続きや弁償が発生することがあります。大切に扱ってください。紛失や破損が発生した場合には、情報漏洩防止の観点から、速やかに担任の先生に連絡をしてください。

	端末 (タブレット本体)	ソフトカバーケース	充電器
紛失	<p>①貸出物品 故障・破損・紛失等届を保護者の方で記入の上、提出していただきます。</p> <p>②物質き損・亡失届 →事務室作成</p> <p>③情報インシデント報告書→担任等作成</p> <p>④保護者で、遺失物として警察に届出をしていただき、その際に発行される用紙を提出していただきます。</p> <p>⑤頬末書（最終報告）→関係する部署で作成</p> <p>※場合によっては弁償（同等品約 100,000 円）</p>	<p>※同等品を、購入していただくことになります。</p>	<p>貸出物品 故障・破損・紛失等届を保護者の方で記入の上、提出していただきます。</p> <p>※貸出物品 故障・破損・紛失等届</p> <p>※場合によっては弁償（約 7,000 円）</p>
破損	<p>ア) 明らかな本人の過失の場合 貸出物品 故障・破損・紛失等届を保護者の方で記入の上提出していただきます。</p> <p>※保障の範囲内で無償修理。</p> <p>イ) ア)以外の場合 保障の範囲内で無償修理。</p>	<p>その都度判断。破損の程度が重く、端末を十分に保護できないと判断される場合は、同等品を購入していただきます。</p>	<p>自己負担による修理。 場合により、貸出物品 故障・破損・紛失等届を保護者の方で記入の上提出していただく場合がございます。</p> <p>※修理費用は故障の程度によります。（メーカー無償修理保証期間は切れています。）</p>

※学期末に1回、端末と付属品の状況について調査を行います。

熊本県立学校学習者用端末等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、熊本県立学校（以下「県立学校」という。）に整備する学習者用端末等の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における「学習者用端末」とは、県立学校の児童生徒の学習活動に必要な教材・教具として使用するための設定を行い、熊本県教育庁教育政策課（以下「教育政策課」という。）が導入したキーボード付き端末をいう。

(貸出物品)

第3条 この規程により貸出しを行う物品（以下「貸出物品」という。）は、学習者用端末及びその使用のために必要な付属品とする。

(貸出対象者)

第4条 貸出物品の貸出しを受けられる者は、県立学校（通信制課程を除く。）に在籍する児童生徒とする。

(管理)

第5条 県立学校の校長（以下「校長」という。）は、児童生徒に貸出物品を貸し出すものとする。

2 校長は、貸出状況を明らかにするために、熊本県立学校学習者用端末等貸出台帳（様式第1号）（以下「貸出台帳」という。）を備えなければならない。

3 貸出台帳は、熊本県物品取扱規則第13条第5項の「使用備品整理簿」に必要事項を記載してこれに代えることもできることとする。

4 校長は、貸出状況に異動が生じたときは、貸出台帳にその内容を記載する。

(貸出期間)

第6条 貸出物品の貸出しの期間は、校長が定める期間とする。

(貸出に係る費用)

第7条 貸出物品の貸出しに係る費用は、無償とする。

(貸出の申請)

第8条 貸出物品の貸出しを受けようとする児童生徒（以下「申請者」という。）は、熊本県立学校学習者用端末等貸出申請書（様式第2号）を校長へ提出しなければならない。

(貸出しの決定)

第9条 校長は、前条の申請書を受理したときは、当該書類を審査し、貸出しの可否を決定するものとする。

2 校長は、前項により貸出しを決定したときは、熊本県立学校学習者用端末等貸出決定書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 貸出しを決定した貸出物品に変更があるときは、熊本県立学校学習者用端末等貸出申請書兼貸出決定書（様式第2号）の貸出変更欄に必要事項を記載して、貸出物品を利用する児童生徒（以下「利用者」という。）に通知するものとする。

(貸出物品の取扱い)

- 第10条 利用者は、貸出物品について、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。
- 2 校長は、必要に応じて貸出物品の家庭等への持ち帰りを認めるものとする。この場合において、利用者は、クラス担当教員の許可を得ることとする。
- また、学校においては、学習系インターネット回線に接続し、持ち帰り時は、自宅のインターネット環境への接続も可能とする。
- 3 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 貸出物品を、他者に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 貸出物品を、売却、廃棄又は故意に破損すること。
 - (3) 貸出物品を利用し、他者に対して危害を与えること。
 - (4) 貸出物品を利用し、学習以外の目的でインターネット上のサイトを利用すること。
 - (5) 教育文化ネットワーク（既存の校務用及び学習系ネットワーク）に接続すること。
 - (6) 自己の個人情報を含め、個人情報を教育政策課が指定したクラウド上のサービス以外で取り扱うこと（ソーシャルネットワークサービスへの投稿も含む）。
 - (7) 校長が別に定める学習者用端末利用規約等に反する行為を行うこと。
 - (8) その他学習者用端末等の貸出しの目的及び貸出決定書に記載される遵守事項に反すること。
- 4 利用者は、校長から貸出物品の取扱いに当たり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。
- 5 校長が意図しない貸出物品の利用により、利用者が受けた損害に対して、県立学校及び熊本県教育庁は、一切の責任を負わないものとする。
- 6 貸与物品を用いたデータ等の受発信については、校長の指示において行うものとする。
- 7 必要に応じて、校長が貸出物品の利用履歴を確認することについて、利用者は同意するものとする。

(充電に係る経費)

- 第11条 利用者は、貸出物品を家庭等に持ち帰った際は、翌日の端末の使用のために、学習者用端末の充電に係る経費を必要に応じて負担するものとする。

(亡失又は損傷の届出)

- 第12条 貸出物品の故障、破損若しくは紛失が判明し、又は個人情報の漏えいがあった時は、利用者は、直ちに貸出物品故障・破損・紛失等届（様式第3号）を校長へ提出し、これを報告しなければならない。
- 2 校長は、前項の規定による報告を受けた際は、内容を確認し、教育政策課へ報告しなければならない。
- 3 第1項の場合において、当該事由が利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、貸出物品の原状復旧に要する修繕等の費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

- 第13条 利用者は、貸出物品の使用に当たり、利用者の責に帰すべき理由により県立学校又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

(決定の取消し)

- 第14条 校長は、第6条の規定により定めた貸出期間中であっても次の各号の一に該当

するときは、貸出決定を取り消すことができる。

- (1) 利用者が、休学又は留学等により長期に登校しないこととなったとき。
- (2) 利用者が、県立学校の児童生徒でなくなったとき。
- (3) 利用者が、第10条の規定に違反したとき。
- (4) 利用者が、自己所有等の端末を使用するなどにより、貸出物品が不要になったと認められるとき。
- (5) その他、特別な事情が生じたとき。

2 校長は、前項の規定により貸出決定を取り消したときは、熊本県立学校学習者用端末等貸出決定取消通知書（様式第4号）により、利用者に通知するものとする。

(貸出物品の返却)

第15条 利用者は、第6条の規定により校長が別途定める貸出期間終了日までに、貸出物品を返却しなければならない。

- 2 利用者は、前条の規定による貸出決定の取消しを受けた場合は、校長が別途定める日までに貸出物品を返却しなければならない。
- 3 利用者が、貸出物品を前項の返却日までに返却せず、校長からの督促にも応じない場合は、利用者は貸出物品の価額を弁償する責任を負う。
- 4 校長は、貸出物品が返却されたときは、貸出物品が正常に作動することを確認するものとする。
- 5 返却された貸出物品に損傷等が判明し、当該事由が利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、原状復旧に要する修繕等の費用は、利用者の負担とする。

(連帯保証)

第16条 利用者の親権者又は未成年後見人は、本取扱規程に基づき、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証する。

(再配備)

第17条 学習者用端末等を整備している県立学校以外で臨時休業等が発生した場合、臨時休業等が発生している県立学校（以下「臨時休業校」という。）の児童生徒の学びの保障のため、必要に応じて、貸出物品を一旦回収し、臨時休業校へ再配備することがある。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほかは、熊本県物品取扱規則（昭和39年熊本県規則第20号）に沿った対応を行い、また、必要に応じて別に定める。

附則

この規程は、令和3年（2021年）1月20日から施行する。

<貸出の条件>

- 学習者端末は精密な機械であり、個人所有ではなく他の生徒が利用する場合があるため、大事に扱うこと。
- 端末の取扱いに当たり、学校から指示があった場合は従うこと。
- 学習以外の目的でインターネット上のサイトの利用や投稿は行わないこと。
- 端末に故障・破損・紛失・個人情報の漏えいがあった場合は、必ず学校へ届け出ること。
その際、必要に応じて、報告書の作成を求めます。
また、故意や重大な過失があった場合は、修繕等の費用の負担を求めることがあります。
- 貸出の条件に従わない場合は、貸出を取消し、端末の返却を求める場合があります。

生徒会会則

●第1章 総則

第1条 本会は熊本県立東稜高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は生徒の自主的精神と相互の親和協調によって、秩序ある明るい学校を建設し、あわせて良識ある社会人となるための訓練になる活動をすることを目的とする。

第3条 本会は本校生徒全員で構成し、職員を顧問とする。

第4条 生徒会活動は学校の教育活動の一環であり、その責任は校長にある。したがって、本会の権限はすべて校長より委任されたものであり、本会活動はすべて校長の承認を経たのち、顧問教師の指導のもと行われる。

●第2章 組織及びその役割

◇第1節 役員

第5条 本会に次の役員を置く。

会長1名 副会長2名（2年、1年各1名）

書記・会計・広報

風紀委員長（正・副） 文化委員長（正・副）

体育委員長（正・副） 交通委員長（正・副）

環境美化委員長（正・副） 防災委員長（正・副）

第6条 会長は本会を統括し、会務を総理する。

第7条 副会長は会長を補佐し、会長が何らかの理由で職務を遂行できないときはその職を代行する。

第8条 書記は、生徒会の諸行事の記録及び会議等の議事録をとり、保管する。また、必要に応じて全職員及び生徒に公表する。

第9条 広報は、生徒会の諸行事の校内外における広報活動を行う。

第10条 役員の選出は次の方法で行う。

- (1) 会長、副会長は選挙によって選出される。
- (2) 書記、会計及び広報は公募により選定する。
- (3) 風紀、文化、体育、交通、環境美化、防災の各委員長・副委員長は、それぞれの委員会で選出する。

第11条 本会の役員の任期は、6月から翌年5月までの1年間とする。

◇第2節 機関

第12条 本会の機関として、生徒議会（監査）、執行部、風紀委員会、文化委員会、体育委員会、交通委員会、環境美化委員会、防災委員会、ホームルーム、選挙管理委員会を置く。

◇第3節 生徒議会

第13条 生徒議会は、生徒会の最高議決機関である。

第14条 生徒議会は、各ホームルームの委員長（1名）と副委員長（1名）によって構成される。

第15条 生徒議会は議長及び副議長各1名を置き、生徒議会議員によって選出される。任期は、4月から3月までの1年間とする。

第16条 生徒議会は、議員の中から監査を2名選出する。

第17条 定例生徒議会は年2回開催される。その他必要に応じて臨時生徒議会を開催できる。

第18条 議長は定例生徒議会を招集する。また、校長あるいは生徒会長より要請があった場合には臨時生徒議会を招集できる。

第19条 生徒議会は次の事項を行う。

- (1) 執行部より提出された議案の審議並びに議決。
- (2) 予算案の審議。
- (3) 部の新設、廃止に関する審議。
- (4) 執行部の会計状況を監査する。
- (5) その他生徒会に関係のある重要事項の審議並びに議決。

第20条 生徒議会は議員の3分の2以上の出席によって開かれ、議決は出席議員の過半数の賛成を必要とする。可否同数の場合は議長が議決する。

第21条 生徒会長及びその他の執行部役員は、議案の説明及び答弁のために生徒議会へ出席しなければならない。

第22条 生徒議会の議事の記録は生徒会書記が行う。その議事記録は速やかに全職員及び生徒に公表しなければならない。

◇第4節 執行部

第23条 執行部は、生徒会の最高執行機関である。

第24条 執行部は、生徒会役員によって構成され、生徒会長は執行部を統括する。

第25条 執行部は次の事項を行う。

- (1) 生徒議会の議決事項の執行。
- (2) 生徒議会に提出する議案の作成。
- (3) 予算案の作成および予算の執行。
- (4) 風紀委員会、文化委員会、体育委員会、交通委員会、環境美化委員会、防災委員会の監督。
- (5) その他、生徒会の目的達成に必要な事項の企画・立案。

第26条 執行部は、ホームルームの決議を経て生徒議会への提出を求められた事項について、生徒議会に提案しなければならない。

◇第5節 風紀委員会

第27条 本委員会は、生徒全員が快適な校内生活を過ごせるように、危険防止やその他の諸問題を未然に防ぐことを活動の目的とする。

第28条 本委員会は各ホームルームの風紀委員（男女各1名）により構成される。

第29条 本委員会において、委員長（2年）と副委員長（1年）をそれぞれ選出する。

第30条 本委員会は、顧問教師の指導のもと、年間活動計画にもとづき活動を行う。

◇第6節 文化委員会

第31条 本委員会は、文化諸活動を計画、執行し、文化各部門の融和をはかり、校内文化全般の向上に努める事を目的とする。また、生徒の文化に対する意識の高揚に努め、学校行事への積極的な参加を促す。

第32条 本委員会は各ホームルームの文化委員（2名）により構成される。

第33条 本委員会において、委員長（2年）と副委員長（1年）をそれぞれ選出する。

第34条 本委員会は、顧問教師の指導のもと、年間活動計画にもとづき活動を行う。

◇第7節 体育委員会

第35条 本委員会は、体育諸活動を計画、執行し、体育各部門の融和をはかり、校内体育全般の向上に努める事を目的とする。また、生徒の体育に対する意識の高揚に努め、学校行事への積極的な参加を促す。

第36条 本委員会は各ホームルームの体育委員（男女各1名）により構成される。

第37条 本委員会において、委員長（2年）と副委員長（1年）をそれぞれ選出する。

第38条 本委員会は、顧問教師の指導のもと、年間活動計画にもとづき活動を行う。

◇第8節 交通委員会

第39条 本委員会は、生徒の交通安全に対する意識の高揚に努め、交通諸規則の遵守のための安全指導や広報活動を行う。

第40条 本委員会は各ホームルームの交通委員（2名）により構成される。

第41条 本委員会において、委員長（2年）と副委員長（1年）をそれぞれ選出する。

第42条 本委員会は、顧問教師の指導のもと、年間活動計画にもとづき活動を行う。

◇第9節 環境美化委員会

第43条 本委員会は、生徒の環境保全に対する意識の高揚に努め、校内の環境美化の推進および校外奉仕作業の計画・実行を行う。

第44条 本委員会は各ホームルームの美化委員（男女各1名）により構成される。

第45条 本委員会において、委員長（2年）と副委員長（1年）をそれぞれ選出する。

第46条 本委員会は、顧問教師の指導のもと、年間活動計画にもとづき活動を行う。

◇第10節 防災委員会

第47条 本委員会は、生徒の防災・減災に対する意識の高揚に努め、防災教育の推進や広報活動を行う。

第48条 本委員会は、各ホームルームの防災委員（2名）により構成される。

第49条 本委員会において、委員長（2年）と副委員長（1年）をそれぞれ選出する。

第50条 本委員会は、顧問教師のもと、年間活動計画にもとづき活動を行う。

●第3章 会計

第51条 会費の納入は授業料の納入方法に準ずる。

第52条 本会の予算は執行部で作成し、生徒議会で審議し、校長の承認を得て決定する。

第53条 本会の会計は、監査を受けなければならない。

第54条 経費の支出に際しては、必ず顧問教師を経て校長の承認を必要とする。

第55条 本会の会計年度は4月1日にはじまり、翌年3月末までとする。

●第4章 監査

第56条 監査役は、生徒会費が適正に執行されているか監査する。

第57条 監査結果は速やかに公表しなければならない。

第58条 監査役は、生徒議会議員の中から選出される。

●第5章 選挙管理委員会

第59条 本委員会は、選挙に関する一切の事務を管理・実施する。

第60条 本委員会は、各ホームルームの選挙管理委員（2名）により構成される。

第61条 本会役員選挙規定は別途これを定める。

●第6章 改正

第62条 本会則の改正は、生徒会執行部の発案により生徒議会に提出され、その議決を経たのち校長の承認を経て成立する。

●第7章 附則

第63条 本会則は昭和63年6月18日より実施する。

第64条 本会則条文の実施にあたっては、必要により別途細則を定めることができる。

改正 平成14年5月15日

追加 平成29年5月26日一部改正

事務室案内

1 諸費納入方法

育友会費等については、肥後銀行等を利用し、口座振替により納入すること。

2 J R 学生割引発行について

生徒指導部の発行する旅行承認印をもらったうえで、事務室窓口に備え付けの申込書に記入して、必ず午前中に提出し、原則後日発行する。(発行に時間要するため数日前までに余裕をもって提出すること。)

3 証明(通学証明、在学証明、成績証明、卒業証明等)の発行について

事務室窓口に備え付けの申込書に記入して、必ず午前中に提出し、原則後日発行する。(発行に時間要するため数日前までに余裕をもって提出すること。)

部活動について

1 本校の部活動

運動系: テニス、バスケットボール、ハンドボール、バレー、バドミントン、サッカー、空手道、野球、弓道、陸上競技、水泳、卓球、剣道、ラグビー

文化系: パソコン、E S S、演劇、吹奏楽、合唱、生物、物理、化学、放送、写真、美術、書道、J R C、茶道、華道

2 目標

- (1) 生徒の自主的・自発的な参加、他者と協調、協力する活動をとおして、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- (2) 部員同士が同じ目標に向かって取り組む経験をとおして、生徒同士、教師と生徒の豊かな人間関係を築くとともに、自己肯定感を高める等、心身の健全な育成を図る。
- (3) 運動部活動においては、スポーツの楽しさや喜びを味わうことで、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成するとともに体力の向上や健康の増進を図る。
- (4) 文化部活動においては、芸術文化の他、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動で楽しさや喜びを味わうことで、生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむための感性や、創造性を養う。

3 部活動生の下校時間

- (1) 4月～9月(夏時間) 19：30
※1年生については、原則19：00(4月末日まで)
- (2) 10月～3月(冬時間) 19：00
※延長申請を行えば、対外試合3週間前から30分の延長を認める。

4 定期考查前の部活動

- (1) 定期試験の1週間前からは、活動を中止とする。
- (2) 考査終了日より2週間以内に県内の公式大会がある場合は、校長の許可を得て授業終了後1時間程度の活動を行うことができる。ただし、休日に休養日を設けること。
- (3) 考査期間は活動を中止とする。
- (4) 考査終了日より1週間以内に県内の公式大会がある場合は、校長の許可を得て考査終了後1時間程度の活動を行うことができる。ただし、休日に休養日を設けること。
- (5) 九州大会及び全国大会については、別途考慮する。
- (6) 成績不振者(原則として学期成績で2科目以上の欠点を保持する者)の練習は禁止する。

売店の利用について

1 営業時間

原則として、平日 8：00～16：00までとする。(土日・休日は開かない)

2 利用の心得

- (1) 時間を守り、授業中や掃除時間は利用しないこと。
- (2) 言葉遣いに気をつけ、高校生らしい態度で利用すること。
- (3) 全校生徒が気持ちよく利用できるように、節度ある行動を心掛けること。

3 弁当の注文について

- (1) 8時40分までに、所定の注文表に必要事項を記入すること。
またその際、年・組・名前をきちんと丁寧に書くこと。
- (2) 代金は注文時に支払い、弁当を受け取る際は間違いがないように注意すること。

4 ゴミについて

- (1) 弁当の殻は売店前のゴミ袋へ、店舗ごとに分けて捨てること。
(バーガー等の他のゴミは混ぜない)
- (2) 飲料のゴミは種類別に所定の位置に捨てること。

校外生活に関する申し合わせ事項

熊本市高等学校生活指導連盟

1. 校外生活

- (1) 夜間外出は原則として禁止する。
- (2) 外出時の服装は制服が好ましい。
他校の学校行事の見学・訪問・対外試合・クラブ活動・模試などによる外出は必ず制服とする。
※外出時には必ず生徒手帳（生徒証）を携行する。
- (3) 保護者の同行または学校の許可を受けたもの以外の外泊は一切しない。
- (4) 各種遊技場への立ち入りは学校で決められた通りとする。
カラオケボックス・ゲームセンター・インターネットカフェ・パチンコ店
・麻雀荘その他高校生にふさわしくない施設、場所へは立ち入らない。
- (5) アルバイトについては各学校で定められた通りとする。
アルバイトを行う場合には、学校で発行する許可証を携行する。
- (6) バンド編成および演奏会をする場合は学校の許可を得ること。
ただし、高校生以外の混成バンド編成は禁止する。
- (7) 交通法規・交通マナーを遵守する。
無免許運転、単車・自転車の二人乗り、アーケード街の自転車の乗り入れ、傘さし運転、携帯電話を使用しながらの運転、イヤホンを装着しての運転、家族の自動車以外の相乗りは絶対にしない。
単車・自動車の免許取得については、各学校で定められた通りとする。
※雨天時の自転車乗車は必ず雨ガッパを着用する。
- (8) 髮型などは高校生らしいものとする。
パーマ・リーゼントスタイル・カール・染毛・エクステンション・脱色
・額のそりこみ・まゆそり・化粧・ピアス・ネイルアート等はしない。
- (9) 携帯電話等の校内への持込みまた、使用については各学校の定めた規則を遵守する。
- (10) 少年保護育成条例の規定により有害がん具類等として指定されたがん具類、器具類、刃物類の所持については禁止する。
- (11) 道路交通法に基づき、自転車運転時のヘルメット着用を推奨する。

2. 補導・被害を受けた場合の心得

- (補導) (1) 生徒手帳（生徒証）の提示を求められたら必ず見せる。
(2) 学校名・学年組氏名・担任名などを素直に答える。
(3) 学校に必ず届ける。
- (被害) (1) 直ちに学校・最寄りの警察署・交番に連絡する。
(2) 相手の特徴（背の高さ・髪型・服装・人相・人数など）を覚えておく。
(3) 交通事故の場合
相手の名前、住所、車種、車の色、ナンバーを記録しておき、外傷がなくても病院で診断を受けておく。学校にもすぐに連絡する。

熊本市高等学校生活指導連盟加盟校

・開新高校	・九州学院高校	・熊本市立千原台高校
・熊本市立必由館高校	・熊本学園大学付属高校	・熊本北高校
・熊本支援学校	・熊本高校	・熊本工業高校（全日制）
・熊本工業高校（定時制）	・熊本国府高校	・熊本商業高校
・熊本信愛女学院高校	・熊本中央高校	・熊本西高校
・熊本農業高校	・熊本マリスト学園高校	・熊本聾学校
・慶誠高校	・尚絅高校	・真和高校
・済々聾高校	・第一高校	・第二高校
・鎮西高校	・東海大学付属熊本星翔高校	・東稜高校
・文徳高校	・盲学校	・湧心館高校（全日制）
・湧心館高校（定時制）	・熊本市立平成さくら支援学校	・ルーテル学院高校

校則等の見直し手順

